

W T O 農業交渉の行方

～ 2008 年 7 月閣僚会合の決裂と今後の論点～

農林水産委員会調査室 にいづま けんいち 新妻 健一

はじめに

2001 年 11 月に始まった W T O ドーハ・ラウンド交渉は、交渉期限を 2005 年 1 月 1 日としていたにもかかわらず、2008 年 9 月現在、いまだモダリティ（関税削減の要件などを定めた各国共通ルール）の確立さえできず、およそ 7 年間も立ち往生している。

農業をめぐる国際的な状況は、地球規模の環境問題、人口増加問題、そしていわゆる途上国問題等に深く関連しながら、昨今の国際的な食料価格の高騰問題等食料需給のアンバランスに象徴される問題が発生するなど、極めて厳しいものがある。

本年 6 月には F A O（国際連合食糧農業機関）が国際的な食料価格高騰問題の対応のため食料サミットを開催し、7 月に開催された G 8 北海道洞爺湖サミットでも世界の食料問題は重要課題として位置付けられ、そのいずれにおいても食料問題の解決に道筋をつける取組として、W T O 交渉の早期妥結の重要性が明記されていた。

表 1 最近の国際会議における W T O 交渉への言及（抜粋）

<p>2008 年 6 月 5 日 「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合宣言（F A O 食料サミット）」</p> <p>6 - d）W T O 加盟国は、迅速且つ成功裏に W T O ドーハ開発アジェンダにつき妥結するとの約束を再確認し、途上国における食料安全保障の改善に貢献するような、包括的且つ野心的な結果に到達するとの意思を再度表明する。貿易のための援助のパッケージの実施は、途上国の貿易能力を構築、改善するドーハ開発アジェンダに対する重要な補完となるべきである。</p>
<p>2008 年 7 月 8 日 「世界の食料安全保障に関する G 8 首脳声明（北海道洞爺湖サミット）」</p> <p>6 . 食料安全保障には、食料及び農業のための堅固な世界市場及び貿易システムも必要である。上昇する食料価格は、特に、いくつかの低所得国において、インフレ圧力を増加させるとともに、マクロ経済の不均衡を生じさせている。この観点から、我々は、野心的で包括的でバランスのとれたドーハ・ラウンドの早急且つ成功裏の妥結に向けて取り組む。また、輸出規制を撤廃すること、及び、この状況を長引かせ、悪化させるとともに、人道目的での食品購入を妨げているこうした貿易行為に対するより厳しい規律の導入を目的とした世界貿易機関（W T O）における現在の交渉を加速化することが必須である。</p>
<p>2008 年 7 月 8 日 「G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言（北海道洞爺湖サミット）」</p> <p>5 . 我々は、国際的な貿易及び投資に対するあらゆる形態の保護主義的な圧力に抵抗する。野心的でバランスのとれた包括的な W T O ドーハ・ラウンドが成功裏に妥結することは、経済成長及び開発に決定的に重要である。交渉が決定的に重要な段階にあることにかんがみ、我々は、喫緊の課題として交渉妥結に向け取り組む決意を改めて表明し、すべての W T O 加盟国に対し、農業及び非農産品市場アクセス（N A M A）のモダリティを確立し、サービス分野において積極的かつ目に見える成果を達成すべく、実質的な貢献を行うよう呼びかける。</p>

こうした状況を背景に、WTOはモダリティの合意を図るため、7月21日から9日間にわたって閣僚会合（30カ国）を開催し精力的な協議を行った。しかし、非農産品市場アクセスの問題（NAMA）で各国間の主張の隔たりが埋められず、また農業分野では、先進国と途上国との特別セーフガードについての考え方の相違が顕在化したことで、閣僚会合は決裂してしまった。

表2 セーフガードについて

	GATTセーフガード GATT及びセーフガード 条約に基づく措置	特別セーフガード (SSG) ウルグアイ・ラウンド合意で 導入された措置	特別セーフガード・メカ ニズム(SSM) 7月閣僚会合決裂の要因と される途上国支援措置
対象品目	農産品を含む全ての品目	関税化した農産品	農産品
対象国	全加盟国	関税化した加盟国	途上国
発動基準	価格下落を伴う輸入急増	輸入急増・価格急落	輸入急増・価格下落
救済策	数量制限、関税引き上げ	関税引き上げ	関税引き上げ
規律等	輸入増と損害の因果関係 の立証、代償等	関税化品目のみを対象	(発動基準の緩慢で主張 が異なる)
廃止予定時期	永続的	ドーハ・ラウンド後に廃 止か縮小	(永続的か廃止を予定す るか主張が異なる)
<p>・セーフガードとは、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による輸入の増加や輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが生じている場合に、関税引き上げ又は輸入数量制限を緊急に講じる措置。</p> <p>・2008年7月閣僚会合で示された特別セーフガード・メカニズムについての2つの考え方</p> <p>イ。「貧しく脆弱な農家を守る手段としての特別セーフガード・メカニズム」 特別セーフガードは低い発動基準、大きな関税引き上げ幅を認める等、自由且つ容易に用いることができるもの。こうした意見は、裕福な国々による莫大な農業補助金が国際的な農産品価格を低く抑えているとの主張に連なる(途上国グループ等の主張)</p> <p>ロ。「貿易自由化促進のための次元手段としての特別セーフガード・メカニズム」 特別セーフガードの発動はより制限的であるべきであり、通常の価格高騰や貿易拡大に基づいて発動されてはならない。貧困からの脱却は自由貿易体制の推進によるべきとの主張に連なる(米国、南米諸国等)。</p>			

(出所) WTOホームページ「農業セーフガード非公式ガイド」等より作成

これまで我が国は、農業交渉分野で農産品の輸出入国間における「多様な農業の共存」の重要性等を訴える「日本提案」¹を行うなど積極的な役割を果たそうとしてきた。一方、国内の農業政策ではWTO規律と整合性を図るため、国内農業支持政策の見直し(担い手経営安定新法等の導入)や農地の担い手への集約化の促進等、農業構造改革を進めている。そしてWTO農業交渉に臨む具体的な方針としては、一貫して「上限関税導入阻止」、「重要品目の十分な確保と取り扱いの柔軟性」を重視し²訴え続けてきた。

本稿ではWTO交渉のこれまでの経緯を簡単に触れた上で、7月閣僚会合の概要と決裂の原因、そして今後の論点等を検討するものである。

1. 経緯と現状

(1) これまでの交渉の経緯

ア WTOの設立

GATTウルグアイ・ラウンド交渉(1986年9月~1994年4月、我が国のイニシアティブで立ち上げ)の結果、各国は、鉱工業品の関税・サービス・知的財産権等に関して取決めを行うとともに、農業については、1995年から2000年の6年間(=実施期間)に、市場アクセス(関税)・国内支持(生産補助金)・輸出競争(輸出補助金)の水準を引き下げること、新たな農業交渉を2000年に開始することが合意された。

また、このラウンドの成果として、常設の国際機関として世界貿易機関(WTO)が設立された(「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」1995年1月1日発効)。これにより、例えば加盟国同士の経済的な対立は、基本的にWTOルールによる解決が試みられることとなった。

イ ドーハ・ラウンド交渉

2001年11月の第4回WTO閣僚会議(ドーハ)で立ち上げられた「ドーハ・ラウンド(DDA、ドーハ・開発・ラウンド)」は、当初、2003年3月末までにモダリティを確立し、2005年1月1日までに交渉妥結することとされていた。そして、交渉分野は、農業、NAMA(非農産品市場アクセス)、サービス、貿易と開発、ルール(アンチ・ダンピング、補助金、地域貿易協定)、TRIPS(知的所有権)、貿易と環境、紛争解決了解とされた(2004年10月に貿易円滑化が追加)。

なお、この新たなラウンドの立ち上げに際して、ウルグアイ・ラウンド農業合意の結果、米国、アルゼンチン、豪州など一部の食料輸出国からの輸出が大幅に増加する一方で、途上国の多くからは、期待した成果を得られていないとの声上がり、1999年12月の「第3回WTO閣僚会議(シアトル)」では新ラウンドの立ち上げ宣言さえできなかった背景がある。そのため、こうした途上国の声を反映して「開発」の語句が掲げられた。

こうして「開発」ラウンドと名づけられたものの、貿易自由化の在り方については、当初から食料輸出国と食料輸入国との主張には開きが存在していたため、交渉では、各国の主張の相違がすぐに表面化、2003年9月の第5回WTO閣僚会議(カンクン)では議長声明を出せずに決裂した。

その後、2004年7月にはWTO一般理事会で、モダリティの前段階となる「枠組み」が合意され、ここで関税削減の例外措置である「重要品目」の概念が導入されるなど、交渉は進ちょくするかに思えた。しかし、その後の交渉でもモダリティ合意には至ることができず、2005年12月の第6回WTO閣僚会議(香港)は、2006年4月末までに農業とNAMAのモダリティを確立し、同年7月末までに譲許表案の提出、12月末までに最終合意するといった日程の確認にとどまることとなった。

これまで、交渉は閣僚・事務レベルといった各チャンネルで継続的に行われてきたものの、各国の主張が収れんせず、第7回WTO閣僚会議開催のメドが全く立たない

まま現在に至っている。この間、2006年7月のラミーWTO事務局長による一時的な交渉凍結の宣言や米国TPA(貿易促進権限)の失効をきっかけとした2007年7月の中断があった。

(2) モダリティ合意に向けた議長テキスト等の取組

モダリティ合意に向け、ファルコナー農業交渉議長(2005年7月就任)より、これまで論点テキストや合意案が幾度となく示され、これを契機に非公式閣僚会合等で交渉が行われてきた。

まず、農業交渉の促進のため、これまでの議論の重心をファルコナー農業交渉議長が取りまとめた2006年4月及び5月の「ファルコナー農業交渉議長参照文書」、2007年4月と5月には「ファルコナー農業交渉議長ペーパー」と「同ペーパー第二弾」が発出された。その後、議長の提案ではなく議論を整理したものとの前提で、2007年7月に「農業のモダリティに関するファルコナー農業交渉議長テキスト」、2008年2月には、その「第1次改訂版」、5月に「第2次改訂版」、7月に「第3次改訂版」が発出された。

(3) 2008年7月閣僚会合の決裂

2008年7月21日からジュネーブにおいて、当初7月26日まで6日間の予定で開催された閣僚会合では、午前中は全加盟国(153カ国)による全体会合(非公式TNC)を、午後には30カ国の閣僚からなる「グリーンルーム会合」を連日開催することとし、農業については、ファルコナー農業交渉議長テキスト第3次改訂版をベースに、モダリティ合意に向けた協議が行われた。しかし、昨今の途上国の国際的な発言力の高まりとも相まって、先進国の貿易歪曲的な輸出補助金こそが解決すべき先決の問題であるとの声も多く、協議は難航した。

7月25日になって、ラミーWTO事務局長は交渉の進展を図るために「裁定案³」を示した。ここでは我が国が農業交渉で重視してきた事項である「重要品目」(関税削減の例外措置を適用できる農産品で、関税品目の一定割合数)を原則4%(他の品目の関税引き下げの拡大といった代償措置を伴えば6%まで可)とする一方、「上限関税」の設定については触れられていないものであった。この裁定案について、EUが受け入れの意向を表明、また米国の農業輸出補助金を145億ドルまで削減するという同国が受け入れ可能な案であったことから、我が国は厳しい状況に置かれた。すなわち我が国は「重要品目」数について、我が国の農業を維持・存続させるには、農産品の関税品目数1,332品目の10%(133品目)の確保を最低ラインとして主張していたからである⁴。

しかし、その後、先進国であり食料輸出の米国と、途上国の代表格であり自国の農業を守りつつ経済発展段階にあるインド及び中国との間で、途上国向けの農産品緊急輸入制限措置(特別セーフガード)の発動条件をめぐる対立が顕在化、最後の2日間はこの特別セーフガードの在り方についての議論に終始し、上限関税や重要品目について議論の収れんをみないまま、閣僚会合は9日目の7月29日に決裂した。

表3 ドーハ・ラウンド交渉の経緯

2001年11月	ドーハ閣僚会議（第4回）でドーハ・ラウンド立ち上げ（カタル）
03年9月	カンクン閣僚会議（第5回）が決裂（メキシコ）
04年7月	モダリティの枠組み合意（スイス・ジュネーブ）
05年12月	香港閣僚会議（第6回）は、モダリティ合意期限を06年4月末とする目標を閣僚宣言に明記（中国）
06年7月	主要6カ国・地域の閣僚会合が決裂（スイス・ジュネーブ）
07年1月	本格交渉再開（スイス・ジュネーブ）
6月	主要4カ国・地域の閣僚会合が決裂（ドイツ・ポツダム）
7月	ファルコナー農業交渉議長がモダリティ議長案を提示
08年2月	モダリティ議長案改訂版を提示
5月	モダリティ議長案第2次改訂版を提示
7月10日	モダリティ議長案第3次改訂版を提示
21日	モダリティ合意を目指す閣僚会合開幕（スイス・ジュネーブ）
25日	ラミーWTO事務局長が調停案を提示
29日	農産品の緊急輸入制限をめぐる対立により閣僚会合が決裂（スイス・ジュネーブ）

（出所）日本農業新聞（2008年20月7月31日）より作成

表4 重要品目及び上限関税をめぐる議長案、裁定案及び我が国の対応方針

		ファルコナー農業交渉議長案 第3次改訂版	ラミーWTO事務局長裁定案	我が国の対応方針
重要品目	数	全品目の原則4～6%	全品目の原則4%	十分な数=10%以上。 08年07月の閣僚会合では、追加を含め8%に引下げ。代償付きには反対
		条件・代償付きで2%追加	条件・代償付きで2%追加	
	枠の低関税輸入 の拡大	低関税輸入枠がない品目を重要品目に指定できるかは今後の交渉		現行の輸入枠の有無に関係なく各国が自由に重要品目を指定
		関税削減率が最小の場合は国内消費量の4～6%	関税削減率が最小の場合は国内消費量の4%	関税削減率が最大の場合は2%。米にはさらに圧縮できる仕組み
上限関税	関税削減率に応じ0.5ポイントか1ポイント減らす=最小3%			
		言及なし		導入に反対
	重要品目+全品目の1～2%は関税100%超を代償付きで認める	重要品目+全品目の1%は関税100%超を代償付きで認める	代償付きに反対	

（出所）日本農業新聞（2008年7月27日）より作成

2. 今後の論点

（1）農産品の貿易自由化交渉における我が国の姿勢

我が国の農業（特に水田稲作等の耕種農業）の状況を見ると、いまなお零細・兼業農家が多くを占めるとともに、ある程度規模拡大をした経営体であっても農地が何箇所にも分散するなど非効率な面が多いため、効率的な農業生産体制の実現に向けた構造改革が待たなしの課題となっている。

ただ、我が国においてどんなに農地を集約して効率的な農業を目指すといっても、いわゆる新大陸の農産品輸出大国に比べると生産条件の格差は非常に大きく、その物理的な制約から生ずる効率性の差を埋めることは不可能であろう。例えば豪州の農家一戸当たりの農地面積は、我が国の約1,800倍にもなる。この農業生産の基礎となる農地、これは人為的に増やそうとしても限界があり、また、気候や地形により、生産品目や生産効率等が左右されるという農業の特質がある。こうしたことから、農産品は「貿易自由化」になじみにくい要素を多く抱えていることの認識も重要である。

1993年12月、ウルグアイ・ラウンド交渉の決着に際し、我が国は、「関税化の例外」として「コメ」の部分開放、いわゆる「ミニマム・アクセス」を受け入れた。それまで国会で3度にわたってコメ自由化に反対する旨の本会議決議⁵を行っていたこともあり、我が国は、「例外なき関税化」を目指していたこの交渉で、「コメ」の例外扱いにこだわり続けた。そして、1995年から6年間を実施期間として一定量の輸入を約するミニマム・アクセス（最低輸入機会の提供⁶）として受け入れることを決断した⁷。しかしその後、我が国は実施期間中の1999年4月1日に、このミニマム・アクセス米の関税化に踏み切り、これによって我が国は全ての品目について「例外なき関税化」を達成した。米を関税化この時期に関税化したのは、WTO次期交渉（現在のドーハ・ラウンド）での交渉を有利に進めるため、また、関税化により輸入量を抑えるためといったことが理由であった⁸。なお、現在、年間76.7万トンのコメがミニマム・アクセス米として輸入されている。

本年7月の閣僚会合が決裂したのは、我が国が重視してきた事項が原因ではなく、開発途上国の特別セーフガードの発動条件等が原因であったとされている⁹。この結果については、何はともあれ、モダリティの合意が得られず、我が国に不利な農産品の貿易自由化を阻止できたと安堵する向きもあるが¹⁰、我が国の主張とは別の事項での対立で会合が決裂したことから、我が国が重視してきた事項が今後どのように取り扱われるか不明なままになっている。

これまで7年もの間にわたってWTO交渉は続けられているが、いつ妥結するのかは各国の政治状況（米大統領選等）もあり、先が見通せない状況にあり、我が国の農業関係者は交渉の行方について固唾を呑んで見守っている。今後、WTOドーハ・ラウンドがどのような決着を見せるにせよ、農産品の自由化が世界全体としては進んでいくことを前提に、交渉妥結後の戦略、政策について、国民に対し具体的な説明をすべきではないかと考える。すなわち、WTO体制下における我が国農業のあり方、そして、「守るべきところは守る」でなく、「具体的にどの品目を守るのか」を内外に説明する時期が来ているのではないかと¹¹。

（2）農産品の重要品目の意義

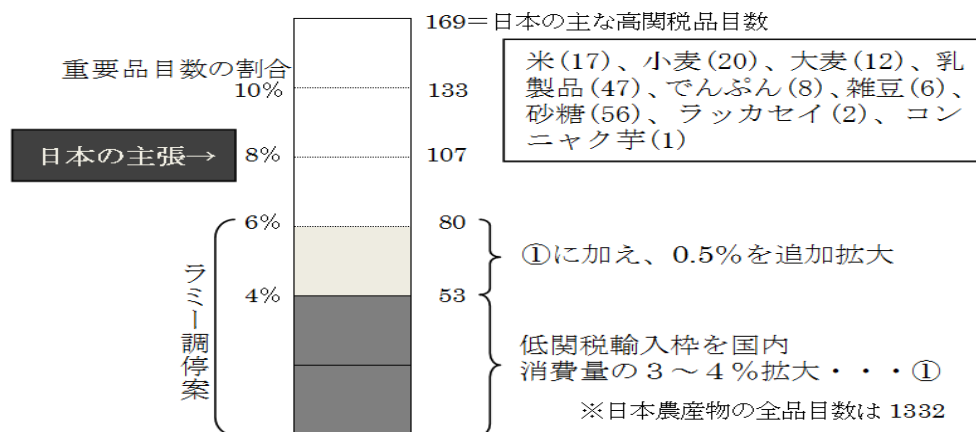
ドーハ・ラウンドは、WTOが設立されてから初めての包括的な交渉である。このため我が国の産業全体、そして全世界の経済社会発展のため、交渉は早期に妥結することが望ましいが、他方、守るべきところを守れない合意であれば、妥結しない方がよいとの声もある¹²。我が国は、この閣僚会合が始まる直前に、農産品の重要品目の「数」について、突然、それまでの「全品目の10%」との主張から「全品目の8%」へと譲歩の姿勢を示した¹³。

ただ、我が国がこれまで共同歩調をとっている食料輸入国の集まりのG10¹⁴は我が国がこうした姿勢を表明した直後も、これまでの主張どおり「10%」と表明するなど¹⁵、我が国の姿勢はG10と足並みはそろっていなかったようである。

7月25日、ラミーWTO事務局長は重要品目の扱いについて「原則4%、代償措置がある場合には2%追加」という裁定案を示した。すなわち重要品目の「数」にこだわって「6%」を取る場合には、代償措置を伴うこととなるものであった。我が国が「数」にこだわって少なくとも6%を採るにせよ、この代償措置の受け入れについては利害得失についての十分な検討と情報公開を行い、適宜、国民のコンセンサスを得て交渉を進めていく必要がある。

また、そもそも「重要品目 (Sensitive Products) 」が具体的に何を意味するのかがWTO交渉では定義されておらず、「一般の品目とは異なる扱いが認められる品目」となっているに過ぎない。これを仮に「我が国農業、農家の方々にとってのみならず、全国民の食料安全保障上、極めて重要な品目」と考えれば、重要品目の「数」や具体的な品目は、それぞれの国の実情をしっかりと反映して決定されるべきものとする。これまで我が国は、重要品目の「数」について、関税品目数の何%を確保すべきかを示してきたものの、重要品目の具体的な中身、つまり、我が国の農業生産、食料安全保障にとって何を「重要」とし、そのためにどの品目を「重要品目」にするのかについて、「交渉中」であることを理由に具体的な説明をしておかなかった。仮に、重要品目の「数」にこだわりすぎてしまえば多大な代償を払う結果にもなりかねない¹⁶。

表5 重要品目の数について



(出所) 日本農業新聞 (2008年7月30日)

(3) WTO等の国際交渉を通じた我が国の貢献策

WTO農業交渉の開始当初には、国際的な貿易ルールの確立や途上国の開発とともに、農業大国の余剰農産品問題を、貿易自由化を通じて解決するという性格があったようである。しかし、交渉開始から7年が経ち国際的な農業や食料をめぐる状況は変化している。

食料・飼料価格の高騰により、国際的な食料調達の不安定さが増している。また、先進国と途上国との格差は広がるばかりで、飢えに苦しんでいる人口は世界全体で9億人に上るとみられる。一方、中国やインド等の新興国では生活水準が高くなるとともに、畜産物の消費が増大するなど穀物需要に変化が現れている。

世界の人口は今後も増加していくとみられ、また、地球規模での温暖化の進行、異常気象による災害、干ばつの発生、砂漠化の進行、病虫害やウイルスによる被害の増加、水資源の枯渇など、世界の食料需給は長期的に厳しさを増していくものとみられる。こうした状況をかながみると、世界全体での食料増産の取組と途上国への支援が喫緊の課題である。先に述べたように、農産品には「貿易自由化」にはなじみにくい要素を多く抱えていることを再認識することが重要であろう。すなわち自由貿易体制による恩恵といった論理だけでなく、食料安全保障についての共通認識を確立することが待ったなしの課題である。

この点からも、我が国が2005年12月のWTO香港閣僚会議に先だって示した「開発イニシアティブ」¹⁷のような、思い切った貿易を通じた支援が必要であろう。食料増産に向けた途上国への様々な国際協力として、我が国が取り組んできたネリカ米¹⁸の普及事業、灌漑排水施設等の基盤整備事業、緑化事業などは、これまで国際的な評価が高い。

こうした国際的な格差問題や貧困の解消への取組は、国際会議では何度も語られてきた重要問題であり、これは全世界の食料安全保障に資する取り組みとして、各国の共通認識のもとに進める必要がある。

さらに、これまでのようなインフラ等への支援や被支援国の貿易環境の整備のための投資とともに、さらに途上国が海外からの支援によらず自らの貿易で発展できる仕組み、例えば、先進国等が途上国の農産品を一定程度義務的に輸入する仕組みを経済発展の進ちよくに応じて時限的に導入する等、抜本的な取組が示されてもよいだろう。

(4) 今後の交渉の見通し

7月閣僚会合が決裂した後の8月1日、若林農林水産大臣(当時)は記者会見を行った。その中で、我が国が主張してきた論点について次の5点を挙げた。上限関税の導入を阻止するという、重要品目の数を確保するという、重要品目の取扱いについての柔軟性、特にコメの関税割当の拡大を抑えていくこと、関税割当が従来から無かった品目についての関税割当を新設する途を開くということ、輸出規制の規律の強化を図ること、である。ただ、この7月閣僚会合の結果、「セーフガード」問題以外の論点については、ラミーWTO事務局長の示した裁定案で概ね合意されてしまったのではないかと懸念する声がある。

これについて、7月31日の白須農林水産事務次官は記者会見で「基本が4%で2%が一定の条件の下における上乘せというラミーの案について、私どもは全く了解をしておりませんし(中略)それを前提にそれがきまったこととして何か今後の協議がすすめられるということについては全く私どもとしては同意はできない」と否定し、若林農林水産大臣も8月1日の記者会見で「コンセンサスが全体で得られているというふうにも思いません」と述べている。ただ、ラミーWTO事務局長は「セーフガード問題で崩壊するわけにはいかない」

としつつ自らが示した裁定案の性質については明確にせず¹⁹、また、閣僚決裂後に発出されたファルコナー農業交渉議長のレポートでは、「大変多くの論点について結論を得るための確かな基礎ができた」としている²⁰。

ラミーWTO事務局長の裁定案は、そもそも全会一致の一括受託を前提とするWTOの意思決定過程を考えると、なんら結論は得られていないとみなすことも可能である。しかし、交渉が再開されれば、「7月会合の成果」であるとして、この裁定案をベースに議論するのが当然であるとの声が高まるのが十分に考えられる²¹。

先進国と途上国とのバランスのとれた貿易自由化のあり方について、議論はなかなか収れんしないが、各国は厳しい政治日程の中、WTOドーハ・ラウンド交渉を妥結させることへの決意も固いようである。昨今の国際的な状況（WTOへの加盟に向けた合意事項の一部中断を表明したロシアの動き²²等）をも踏まえ、早急に交渉をまとめる必要がある。

むすび

戦後、我が国は自由貿易体制による恩恵を享受し、世界第2位の経済大国へと成長した。第二次世界大戦を招いた経済のブロック化への反省から、古くはGATT、現在はWTOを通じて自由貿易体制の強化が進められており、我が国はこうした動きを支える立場にあるが、その際に留意する点として「国際的な食料安全保障体制の確立」と「発展途上国の開発（による貧困の撲滅）」が重要であろう。

まず、世界的な課題として顕在化している国際的な食料安全保障の問題であるが、WTOの規律は、こうした問題に的確に対処しうるよう、多様な農業の共存を前提とした農産品輸入国と輸出国との適切なバランスの取れた規律とすることが必要である。すなわち貿易自由化一辺倒の議論に陥ることなく、適切な輸出規制の在り方や必要なセーフガード措置の在り方等についても十分に議論し、各国の英知によって、合意に向けて難局を切り開くことが重要である。また、様々な発展段階にある開発途上国が自由貿易体制の恵沢によって貧困を撲滅し、経済成長への道筋を確実なものとするための確固たる規律を確立することも重要だろう。

とくに、我が国は、自国の農業者と国民、そして世界の持続的な発展のため、「国際的な食料安全保障体制の確立」と「発展途上国の開発（による貧困の撲滅）」に強くコミットすることが肝要である。WTO交渉は事務レベルでの協議が9月10日に再開されたが、我が国は、交渉に当たっては、農業者とともに国民全体のコンセンサスをしっかりと得つつ、我が国の農業、そして日本経済全体を実質的に守れる合意を目指すことが重要だろう。

¹ 「日本提案」パンフレット（外務省ホームページ）<http://www.maff.go.jp/wto/pamph_ja.pdf>を参照。

² 2008年7月11日の農林水産大臣記者会見で若林正俊農林水産大臣（当時）は、「我々がかねて主張を続けた上限関税を適用しないということ、重要品目の十分な数が必要であるということ、そして重要品目については柔軟な措置が取られるべきであるという柔軟性を確保するということ、G10と連携を図りながらそれを強く主張をしていくということに変わりはありません。」と述べている。

³ 農林水産省ホームページ<http://www.maff.go.jp/wto/zyokyo/pdf/cyotei_gaiyo.pdf>を参照。

⁴ 『日本農業新聞』（2008.7.16）

- ⁵ 第113回(臨時)国会・1988年(昭和63年)9月21日「米の自由化反対に関する決議」、第101回(特別)国会・1984年(昭和59年)7月20日「米の需給安定に関する決議」、第91回国会・1980年(昭和55年)4月23日「食糧自給力強化に関する決議」、年月日はいずれも参議院。
- ⁶ ミニマム・アクセス米(MA米)の輸入は、1995年の実施期間当初に国内消費量の4%、これを実施期間最終年の2000年には8%へと毎年遞増することとされていた。このミニマム・アクセスは「最低輸入機会」であるものの、米は国が独占的に輸入するため基本的に輸入義務と考えられている。このMA米は2008年3月末までに約865万トンが輸入され、2008年3月末現在の在庫量は129万トンである。
- ⁷ 細川護熙内閣総理大臣(当時)は、ウルグアイ・ラウンドの決着時の記者会見で「お米と農村に対して、皆様と同様、深い思い入れを持つ私にとりまして、部分的とはいえ、お米の輸入に道を開くことは、このうえなく苦しくつらく、まさに断腸の思いの決断でありました。我が国の年来の主張を100%実現することができず、お米の国内完全自給を貫くことができなかつたことに対し、まことに申し訳なく思っております」と述べた(1993年12月14日記者会見)。なお、ウルグアイ・ラウンドの決着の翌年(1994年)国は総事業費6兆100億円にのぼる「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策」を決定した(1994年10月25日)。
- ⁸ この点について、中川昭一農林水産大臣(当時)は、「(米の部分開放が)スタートした直後に関税化の話を出したら即座に猛反対にあつたろうし、いろいろな経過を経て、また特例措置の実施状況、輸入外国産米の動向、備蓄による財政負担、さらには議論せずに時間を経過させること自体が選択肢を狭める等々の事情を総合的に考慮した結果」としている。「WTO次期農業交渉に挑む」『日本農業の動き』No.129(農林統計協会)
- ⁹ 決裂の原因については、WTO事務局が作成した非公式ガイドが詳しい。WTOホームページ<http://www.wto.org/english/tratop_e/agric_e/guide_agric_safeg_e.htm>を参照。
- ¹⁰ 『日本農業新聞』(2008.7.31)
- ¹¹ なお、日豪経済連携協定(EPA)交渉にあたって、農林水産省は、牛肉、乳製品、砂糖、小麦の4品目を明示してこれを自由化した場合には、国内生産の減少額が約7,900億円に上ると試算した。「豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響(試算)」(2006年12月1日)。なお、これとは別に、我が国が、すべての国に対し、すべての農産物及び農産物加工品・加工食品等(以下「農産物等」)の関税をはじめとする国境措置を撤廃した場合には、約3兆6千億円、現在の農業総産出額(約8兆5千億円)の約42%に相当する国内生産額が減少すると試算した。「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響(試算)」(2007年2月26日)。
- ¹² 『日本農業新聞』(2008.7.17)
- ¹³ 『日本農業新聞』(2008.7.21)
- ¹⁴ G10とは、WTO農業交渉で多様な農業の共存等、同様の主張をする食料輸入国グループ9カ国。我が国のほか、スイス、ノルウェー、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス。WTOホームページ<http://www.wto.org/english/tratop_e/dda_e/meet08_brief08_e.htm>を参照。
- ¹⁵ 『日本農業新聞』(2008.7.22)
- ¹⁶ この点について次のような見方がある。山下一仁経済産業研究所上席研究員はインタビューの中で「例外措置には重い代償があるという認識が極めて低く、農業関連の人たちも重要品目は多ければ多いほどいいと理解している」とし、さらに「(米を重要品目とするべきか否かについて)WTO事務局長案に従って、関税率778%の70%を削ったとして233%ですが、中国産米の輸入価格は1万円で、1万4千円の日本のコメとの価格差は縮まっており関税は100%もいらず、40%、4千円もあれば十分なのです。それをわざわざ重要品目に入れ込む必要はありません。」と述べている。『経済界』(2008年9月16日)34~36頁
- ¹⁷ 農林水産省ホームページ<www.maff.go.jp/kokusai/cooperation/02/pdf1/data02-3-1.pdf>を参照。
- ¹⁸ ネリカ米とはNew Rice for Africaの通称で、病気・乾燥に強いアフリカ米と高収量のアジア米を交雑したアフリカ陸稲の「新しい有望品種」とされ、西部アフリカを中心に実証研究が進められている。UNDPホームページ<<http://www.undp.or.jp/publications/pdf/Nerica.pdf>>を参照。
- ¹⁹ 例えばWTOホームページ<http://www.wto.org/english/news_e/spl_e/spl197_e.htm>に掲載されているラミーWTO事務局長の発言を参照。
- ²⁰ ファルコナー農業交渉議長がWTO貿易交渉委員会に提出した報告書では次のとおり記している「全体としては、大変多くの(「ほぼ全て」と言う者すらいるだろう)論点について、結論を得るための確かな基礎ができた。しかしながら、たとえ「ほぼ全て」とはいえど、全てではない。そして、明白な事実として、ある論点において決定的な意見の相違があり、その他の極めて重要な論点は取り扱われることすらなかつた。」農林水産省ホームページ<<http://www.maff.go.jp/wto/zyokyo/pdf/kariyaku.pdf>>に掲載の仮訳を参照。
- ²¹ 『日本農業新聞』(2008.8.14)
- ²² 『朝日新聞』夕刊(2008.9.1)